

6 返還（不要になった墓地を返還する）

承継する場合を除き、不要になった墓地の使用権を第三者に譲ることはできません。墓じまい等により墓地の区画を返還する場合は、お墓に納められた全てのご遺骨を改葬した後、墓石等を撤去して更地に戻したうえで、「返還届」を提出してください。また、作業が終了したときは速やかに、墓石等の撤去が完了したことを報告してください。

（1）返還の流れ

手続きを進めるときは、事前に返還のスケジュール等をお知らせください。

- ① お墓に納められたご遺骨すべてを別のお墓等に移す。
（詳しくは「改葬（ご遺骨を移動する）P10」をご覧ください。）
- ② 墓石等を撤去して更地にする。
（詳しくは「墓石等の建立・刻印・撤去P2」をご覧ください。）
- ③ 返還届を提出する。

（2）必要な書類

- ① 「吹田市有墓地返還届」
- ② 使用許可証
- ③ 墓石等の撤去前と撤去後の写真

記入例

吹田市有墓地返還届

令和3年 4 月 1 日

吹田市長あて

申請者 本 籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住 所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏 名 吹田 一郎

電 話 06-6384-1231

次のとおり返還の届出をします。

返 還 す る 墓 地 区 画	吹田市有 ○○ 墓地 ××× 番
返還の予定年月日	令和 3 年 4 月 20 日
返 還 の 理 由	承継者がいないため
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/>
摘 要	

吹田市有墓地返還届

年 月 日

吹 田 市 長 あ て

申 請 者 本 籍

住 所

氏 名

電 話

次のとおり返還の届出をします。

返 還 す る 墓 地 区 画	吹田市有 墓地 番
返還の予定年月日	
返 還 の 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/>
摘 要	